残薬・重複等疑義照会結果報告書の記入に関して

**報告は残薬・重複に関わる物だけですか？**

「いいえ」疑義照会を行った全てをカウントします。  
（月次報告には、疑義照会を行った全ての件数です）

残薬・重複等疑義照会結果報告書については（疑義照会のうち　残薬・重複に関する内容）  
を報告していただきます。残薬・重複等疑義照会結果報告書の提出については、毎日、または週１回など、薬局内で決めていただき、報告をお願いします。  
今のところ「青森県薬剤師会にFAXにて報告」願います。

報告対象は　平成２９年７月１日調剤分から平成２９年９月３０日調剤分までの

疑義照会を行った処方箋全てとなります。

**残薬・重複等疑義照会結果報告書の記載内容について**

薬局の所属する地域　該当を○で囲んでください。

　　　　　　（　青森　弘前　八戸　上十三　西北五　むつ　）

処方元医療機関　:　（　開業医　、　病院　）どちらか　○

病院　　：　入院病床が２０床以上ある

診療科　：　病院以外（ベッド１９床以下、クリニックなど）

　どうしてもわからなければ、該当するとご自身が思われる方でかまいません。

<患者情報>

(　外来・在宅　) 　( 男性・女性 )　(年齢：　　　歳)

(　一包化　　有･無　)

今現在、疑義照会を行った処方箋に関しての回答です。

(受診医療機関数：　　　　)

わかる限りの他科受診件数です、同一医療機関の異なる診療科もそれぞれ１とカウントします。

(現在の服用中薬剤数：　　　　　　　)

わかる限りの薬剤数（種類）

規格の異なる薬剤、大きさが異なる外用もそれぞれカウントします。  
ノルバスク錠５ｍｇ、とノルバスク錠2.5ｍｇなら　2種類となり（２とカウント）  
ＭＳ温シップ、ＭＳ冷シップ、両方処方されていれば　２です。

　どうしてもその時点でわからない（手帳の活用なし、新患など）場合は今回処方されている数でかまいません。

残薬・重複等疑義照会結果報告書

削減数   
具体的に削減した数量

（削減数なので：減数の場合はプラスで記入）

残薬・重複により増えた場合

（削減数なので：増えた場合はマイナスで記入）  
～～～～～～～～～～～同じ事なんですが　言い方ひとつで～～～～～～～～～～～～

例えば「○○が１０日分残っている」

　　　　　　　　　　処方を減らして調整した場合は削減数プラスで記入する。

　例えば「○○以外が１０日分少ない」

　　　　　　　　　　他の薬剤を増やして調整した場合は削減数マイナスで記入する。

薬学管理を行う上では、どちらの理由に妥当性（必要）があるか、記載されてますね。

備　考

　　選択した理由を補足する目的です。

　　残薬・重複の理由や発見に至った経緯などを書いても良いです。

残薬・重複の理由

A：飲み忘れ

B：症状が改善し不要になった（自己中止）

C：用法を間違っていた

D：自分にあわないと感じた　（自己中止）

E：副作用がこわいから　　　（自己中止）

F：受診間隔と処方日数のずれ  
　退院時処方との重なりなどが考えられる。  
　予約日との関係での不足も考えられるが、この場合は不足分がプラスとなるので、残薬・重複には該当しない。

G：病状等による服薬困難・剤形変更（具体的内容）  
　　医師指示での中止後に再開する場合などで重複・残薬の発生  
　　投与経路の場合に残薬など（医師の残薬廃棄指示は含まず）

H：アレルギー・副作用を経験（症状記載）  
 　該当薬剤が削減となった場合に記入

　 副作用回避目的で別の薬剤が追加で処方の場合は重複・残薬には含まず。

I ：禁忌（具体的内容）※非常に重要な部分ですので是非報告をお願いします。  
　 「○○服用中のため」など。具体的記載をお願いします。  
　　腎機能（肝機能）低下のため。など

J：自己調節による残薬　  
そもそも、自己調節を行う様に医師から口頭指示などがあって、残薬・重複の場合

K：保険適応と異なる用法  
　保険適応と異なる用法での疑義照会をおこなった後、なおかつ残薬が発生する場合。  
　通常、内服以外での適応が無い薬剤の頓服による残薬  
　いわゆる倍量処方が疑われる残薬・重複の発生  
　　　　　　　　　　　　　　　（倍量処方については疑義照会を実施している場合）  
　処方箋上の指示と医師の本当の指示が異なる場合に発生する残薬

M：同効薬を他の医療機関で処方されているため中止  
　（重複薬品名記載をお願いします）

　現に当該患者が服用している薬価基準収載名を記入ください。  
※一般名処方の一般名で記入しないでください。削減結果に反映できません

N：手帳を使用していない

　　同じ、症状を訴える事での重複が考えられる場合など。  
　　持っているが通院時見せなかった（故意も含む）  
　　通院時、お薬手帳を忘れた、医師からも聞かれなかった。

X：他院の受診を言わなかった

　　お薬手帳をそもそも持っていない方やお薬手帳に記入されていない院内での処方で重複

Y：不明  
　　全く、残薬・重複の発生する理由を薬局で把握できない。

Z：その他　（具体的な記入）

　　※同一医療機関での重複も（処方ミスによる「うっかり重複」）ここに入れてください。  
その場合は理由「処方誤り」「処方ミス」でかまいません。  
患者側に非が無い重複で患者さんが望んでいない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご質問は　各地地域の　青森県薬剤師会  
保険委員会【社保】委員  
保険委員会【在宅】委員  
もしくは  
青森県薬剤師会　事務局までお願いいたします